

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：平成36年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間11日以上とする。

<対策>

- 平成31年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年4月～ 管理部での検討開始
- 平成31年5月～ 計画的な取得に向けて各リーダーへの周知徹底
- 平成32年3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 以後、毎年4月に取得日数を把握し、取得促進を図る。